

令和5年第3回農業委員会総会議事録

令和5年3月2日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和5年3月2日(木)

午後2時56開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第15号 農地法第3条許可について

議案第16号 農地法第4条許可について

議案第17号 農地法第5条許可について

議案第18号 非農地証明について

議案第19号 農用地利用集積計画の決定について

議案第20号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

[報 告]

報告第14号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第15号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第16号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第17号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第18号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 金 丸 忠 弘
4 番 久保田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	7 番 川 越 定 光
8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実	10 番 川 越 忠 次
11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦	13 番 岡 原 明 美
14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博	16 番 佐 藤 裕 次 郎
17 番 片 上 英 行	18 番 高 間 秀 一	20 番 前 田 峰 子
21 番 中 村 和 寛	22 番 外 薊 香	23 番 蛭 原 安 德
24 番 松 田 真 郎		

5. 欠席委員

6 番 川 野 富 男	19 番 川 越 達 也
-------------	--------------

6. 事務局出席者

次 長	西 領 敏 一	副主幹兼農地調整係長	川 越 昌 志
次長補佐兼総務係長	長谷川 恒 徳	農地調整係主査	前 田 真智子
総務係副主幹	迫 田 秀一朗	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係主任主事	藤 岡 拓 麻		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田美 

委員 岡原明美 

委員 持原義徳 

午後 2 時 56 分開会

○議長（松田） これより令和 5 年第 3 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6 番川野富男委員、19 番川越達也委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、13 番岡原明美委員、14 番持原義信委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 15 号「農地法第 3 条許可について」は 19 件でございます。

議案第 16 号「農地法第 4 条許可について」は 8 件でございます。

議案第 17 号「農地法第 5 条許可について」は 31 件でございます。

議案第 18 号「非農地証明について」は 2 件でございます。

議案第 19 号「農用地利用集積計画の決定について」は 122 件でございます。

議案第 20 号「農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について」は 464 件でございます。

以上、審議件数は 646 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、33 万 5,041 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、27 万 2,013 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 議案第 15 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。

番号28、29、30、31が該当しますが、基盤強化法と3条申請の申請方法や許可の時期等を勘案の上検討したため、3条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページから3ページの37番までを議題とします。

○事務局（領家） 番号33、34を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は、受人の総経営面積が4,196平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が6,306平方メートルとなり、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

同様に、市内のみの総経営面積が5,000平方メートルを上回る案件は、3ページの番号41、4ページの番号42、5ページの番号45、46、他市町村と併せて総経営面積が5,000平方メートルを上回る案件は、3ページの番号40がございます。

なお、番号40について、新富町農業委員会には全ての農地を耕作している旨、確認済みでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページから4ページの41番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの43番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第16号農地法第4条許可について、6ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

なお、一部の案件においては追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、7ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第17号農地法第5条許可について、8ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査にあたり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案と

して上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 34 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字大瀬町在住の個人、受人は宮崎市祇園 3 丁目在住の電気工事業を営む個人です。申請地は、宮崎市大字大瀬町にあります宮崎北中学校から西に約 150 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を砂利混じりの土が混入している状態で、今回新たに露天資材置場として利用したく追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張（既存施設の 2 分の 1 以下）」に該当しています。申請地の周囲は農地と接していないため、土砂流出の恐れはなく、雨水は地下浸透で処理することから、周辺への影響はないものと思われれます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

最後に、番号 35 を御覧ください。

申請内容の説明に入る前に、家畜埋却予定地に係る農地法上の取扱いについて説明します。

現在、県は、家畜伝染病が発生した際に迅速に防疫措置を実施できるよう、家畜所有者に対し、事前に埋却地を確保するよう求めているところです。このため、家畜埋却地に係る農地転用許可制度の運用について、令和 4 年 6 月に国から通知が出されています。これによりますと、家畜埋却予定地は、例えば、農業用倉庫、畜舎などの「農業用施設」に該当するため、農地転用許可が必要になります。また、家畜埋却予定地が農振農用地区域、いわゆる青地に該当する場合は、農業用施設用地へ用途変更した上で農地転用許可を受ける必要があります。転用許可を受けた後であっても、土地の区画形質の変更を行わない場合は引き続き農地法の規制の対象となるため、転用許可後に土地を耕作する場合や埋却予定地以外の目的で利用する場合は、別途農地法上の許可等の手続が必要となります。ただし、実際に埋却地として使用する場合は、農地転用許可は不要となります。

それでは、申請内容について説明します。

申請人のうち、渡人は宮崎市田野町在住の個人、受人は宮崎市田野町在住の養鶏業

を営む個人です。申請地は、宮崎市田野町にあります七野小学校から東に約 750 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を家畜埋却予定地として利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、家畜伝染病が発生しない限りは農地として保全管理のみを行うため土砂流出のおそれはなく、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、水路等を挟まず直に接する農地の地権者については、埋却予定地にする旨の同意を得ています。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

その他の案件において追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） 申請番号 37 番から 50 番まで、全て太陽光発電施設の案件です。地元の委員の方は恐らく現地を見ていらっしゃると思うんですけども、これだけの面積の太陽光発電施設が、同じ地区内に建てられるとなると、常設審議委員会に諮られる案件になるのではないかというような気がするのですが、今回の案件については、常設審議委員会には諮られないのでしょうか。また、合計 2 ヘクタール以上あるかと思うんですが、現在、どういう状況であるのかを説明していただけたらと思います。以上です。

○事務局（前田） 今回の申請は、一体的な大規模造成ではなく、I D ごとの事業、

1事業ごとにパネルを設置してフェンスで囲うという工事を行いますので、1事業につき1件という形で申請をしたものについて、受付をしたところでございます。以上です。

○23番（蛭原委員） 私がお尋ねしたかったのは、申請地が、大規模な太陽光発電施設が建てられる場所であるのかという事と、今回のような大規模な施設であっても、農業委員会の許可を得れば、常設審議委員会での審議は必要ないのかという事です。以上2点について説明をお願いします。

○事務局（川越） 確かに場所的には一団になっておりますので、蛭原委員がおっしゃるようなイメージを持たれると思いますが、今回の太陽光パネルの設置は、議案ごとに区域を一つ一つフェンスで囲って、その囲いごとに整備が行われます。事務局としても、一団で整備が行われるということで、当初、全体面積が3,000平米超えるため常設審議委員会に諮らなくてはならないと考えたのですが、今回の申請は、小さな太陽光発電施設を個別に設置するような形になるということで、常設審議委員会に諮る案件ではないと判断したところです。

また、周囲の状況なんですが、今回申請が行われるところの大部分が、湿田になっておりまして、また河川改修も行われていないようなところで、当然皆さん耕作をされていなくて耕作放棄地になっているような状態でした。あと、周囲の状況から見ても農地の広がりがなく、東西が山というか谷、高低差があるような感じで囲まれておりますので、2種農地ということで、太陽光の転用を行う許可ができるという判断をしたところです。以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、17 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、18 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第18号非農地証明について、19ページを議題とします。

○事務局(川越) 非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、2件の案件につきまして説明いたします。

番号5、6は、登記簿地目が畑であります。現況は10年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、2月21日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第19号農用地利用集積計画の決定について、20ページから81ページの199番

までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、3番金丸忠弘委員、16番佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

(3番金丸忠弘委員、16番佐藤裕次郎委員退室)

○事務局(藤岡) 議案第19号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、20ページの番号57番から25ページの番号66番までの10件でございます。

利用権設定につきましては、26ページの番号100番から81ページの番号199番までの100件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が10件、新規設定が23件、賃借権の再設定が19件、新規設定が48件となっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

3番金丸忠弘委員、16番佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

(3番金丸忠弘委員、16番佐藤裕次郎委員入室)

○議長(松田) 次に、82ページから88ページの211番までの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、16番佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

(16番佐藤裕次郎委員退室)

○事務局(藤岡) 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、

82 ページの番号 200 番から 88 ページの番号 211 番までの 12 件でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

16 番佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（松田） 議案第 20 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、89 ページから 109 ページまでを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、22 番外菌香委員の退室を求めます。

（22 番外菌香委員退室）

○事務局（迫田） 議案第 20 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について説明いたします。

議案書 89 ページを御覧ください。

農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断を行うため、令和 5 年 1 月 17 日から 1 月 18 日の 2 日間にかけて、「佐土原」「高岡」の 2 地区において山林・原野化が進んでいる農地（B 分類）を対象に、各地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員、各総合支所農林建設課担当者並びに農業委員会事務局職員延べ 30 名による現地調査を実施しました。

なお、道路がないなどの理由により現地まで行けない農地については、航空写真を活用し確認を行っています。

今回提出の案件は、調査を実施した佐土原地区、高岡地区を併せて 475 筆のうち、前回第 2 回総会で承認いただいた 6 筆と、過去に非農地証明を通知済みあるいは転用許可済みとなっている箇所 5 筆を除いた 464 筆、面積にして 26 万 2,392 平方メートルについて上程するものです。

今回上程しました案件について、農地・非農地判断基準に従い慎重に判定した結果、89 ページの一覧表に示すとおり、非農地判断が 438 筆 24 万 5,898 平方メートル、農地判断が 26 筆 1 万 6,493 平方メートルとなりました。

非農地と判断した主な理由としましては、長年の耕作放棄等により山林もしくは原野化が著しく、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であること、また、圃場への道路がなく迫田などで面的整備がされておらず、継続した営農が困難と見込まれる土地であることが挙げられます。

一方で農地と判断した主な理由としましては、当該箇所が大淀川左右岸土地改良事業受益地や、多面的交付金事業など基盤整備事業等を行っている農地、また、年金の特定処分対象として営農継続が必要な農地等が挙げられます。

説明は以上です。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） 2 つほどお聞きしたいと思います。

まず 1 つは、今回、この議案が承認されたとしたら、非農地となった農地については、今後、非農地判断を受けた旨の通知をされるということによろしいでしょうか。その確認が 1 つと、もう 1 つは、90 ページ以降の表ですけれども、この中の農振と書いてあるところの「他」というのはどういう意味か、この 2 つをお伺いしたいと思います。以上です。

○事務局（迫田） まず、1 つ目の御質問について、今回、承認を受けましたら、非農地と判断した農地の所有者に対して、非農地通知書を送付する予定にしています。次の御質問ですが、農振の「他」というのは、青地以外のところ。つまり、今回の提出した案件につきましては、農業振興地域の農用地区域、いわゆる青地は含まれていない状況です。全て青地以外のところ。以上です。

○23 番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、承認することに決しました。

22 番外菌香委員の入室を求めます。

(22 番外菌香委員入室)

○議長(松田) これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局(西領) 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 14 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 4 件でございます。

報告第 15 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 16 件でございます。

報告第 16 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 6 件でございます。

報告第 17 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 22 件でございます。

報告第 18 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 16 件でございます。

なお、報告第 14 号、第 15 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第 16 号、第 17 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(松田) ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和5年第3回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時38分閉会